

近江の地酒の普及の促進に関する条例案の概要

平成27年12月

1. 目的

条例の制定目的を規定します。

(例) 近江の地酒が果たしている役割、本県の食文化の歴史等に対する理解を深めつつ、近江の地酒の文化を継承し、近江の地酒の普及の促進を図る。

2. 責務・役割

制定目的を踏まえて、関係する各主体の責務・役割を規定します。

- (例) ・ 県の責務 …… 乾杯等の方法により、県民等が近江の地酒に愛着を持ち、近江の地酒を自主的かつ積極的に使用する社会的気運を醸成できるようにするため、広報活動の充実等を行う。
- ・ 県民等の役割 …… 近江の地酒に愛着を持ち、乾杯等の方法により近江の地酒を自主的かつ積極的に使用するよう努める。
- ・ 事業者の役割 …… 乾杯等の方法の実施を積極的に推進すること等により、近江の地酒の普及を促進するよう努める。

3. 近江の地酒の普及の促進に関する施策の推進

条例の制定目的を達成するため、近江の地酒の普及の促進に関する施策について規定します。

- (例)
- ・ 近江の地酒の需要の拡大等
 - ・ 普及啓発
 - ・ 近江の地酒普及促進月間の設置
 - ・ 近江の地酒普及促進協議会の設置
 - ・ 個人の嗜好および意思の尊重